

連結納税制度に関する専門家会合（第4回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和元年6月26日（水）16時10分～16時16分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

### ○吉沢主税局税制第三課長

本日の専門家会合は、昨年10月に開催された政府税制調査会の第19回総会における議論を踏まえて、連結納税制度に関する議論の素材を前もって整理するために設けられたものでして、昨年11月、それから、今年2月、4月に続いて、四回目の開催となりました。

本日の会合では、私からグループ調整計算の個別論点のほか、申請、承認、却下、取消しなど、新制度の申告方法、それから、新制度の適用時期などについて御説明をさせていただき、委員の方々において御議論をいただきました。

田近座長からもありましたが、今回の会合を含めて、様々な議論を重ねてきましたので、今後は、本専門家会合で論点を整理し、総会につなげていくこととなりました。

その具体的な進め方につきましては、田近座長や中里会長をはじめ、委員の皆様と御相談をしながら検討していくことになろうかと思えます。

私からは、以上です。

### ○記者

今後については、中里会長、田近先生と御相談とのことでしたが、この専門家会合を、こういう形で開くことは、これが最後とは限らないということですか。

### ○吉沢主税局税制第三課長

その点も含めて、今後、相談していきたいと思えます。

ただ、いずれにしても、どこかの段階で総会に報告するというのは確かですので、そこに向けて、どのような作業をしていくかというのは、今後また田近座長と中里会長と相談しながら決めていきたいと思えます。

### ○記者

今日の論点の関係で、新制度の適用についてのスライドが最後の方にあったと思うのですが、会合の中でも質問が出ていたかと思うのですが、今、御検討されているような新しい制度と、今の連結納税の制度が、選択性になるということでしょうか。

### ○吉沢主税局税制第三課長

留意点のところには書きましたが、現行制度と新制度が併存することは適当ではないと考えておりまして、ただ、現行制度を適用しているグループ会社が新制度においても引き続き、この制度を適用することにするかは選択であると。要するに、今、議論しているような損益通算の制度を選択しないという選択肢を作るという理解です。

### ○記者

その場合、法律としては、新制度になっても現行のままでいたいと言った企業は、

当面、それを認めるということではないのですか。

**○吉沢主税局税制第三課長**

そのような理解ではないです。現行の制度と新制度が同じ時期に併存するのは、煩雑になるのではないかと考えていますので、21ページでもイメージとして示しておりますが、改正法の法律が公布されているから、新しい制度の適用までには一定の期間を設けて、一定の期間の間に、新しい制度を引き続き適用するのかどうかという判断をしていただくというイメージです。

**○記者**

適用しませんという判断をした場合は、連結納税ではない普通の状態に戻るということですね。

**○吉沢主税局税制第三課長**

はい。

**○記者**

今日、議論があった各種税制など、政策税制についてですが、企業から関心が高かったのは、もともと研究開発税制と外税控除のところは関心が高かったと思うのですが、今日のところは、両論併記など、いろいろ言葉はありましたが、方向性は特に出ず、また、引き続き検討という理解でよろしいですか。

**○吉沢主税局税制第三課長**

そういう理解で結構かと思えます。

今日の会合の趣旨は、こうやって論点を提示して、委員の皆様から、様々な御意見をいただくということでしたので、その中で、特に企業の関係の参加者からは、研究開発の実態や外国に行ったときの实態など、そういうところについて詳しくお話をいただいたということですので、そういうことも踏まえて、先ほど申しましたが、今後、論点を整理していく中で、どう考えていくかということを考えることになろうと思えます。

**○記者**

分かりました。

ありがとうございました。

**○吉沢主税局税制第三課長**

どうもありがとうございました。

[閉会]